堀野君質問集

資料25東証上場基準を使用

Q1-1.まず最初にお伺いいたします。企業は誰のものである。とお考えでしょうか。

→株主のもの→Q1-2へ

→ステークホルダーのもの→Q1-2へ

Q1-2.買収防衛策を導入することにより、（企業にとって、最も重要なステークホルダーである）株主の権利は守られるとお考えでしょうか。それとも株主の権利が侵害されるとお考えでしょうか。

→守られる：**次の質問**

→そうとは思わない他→Q1-3へ

Q1-3.資料25番をご覧ください。こちらは東証の有価証券上場規定の442条をそのまま抜粋したものです。東証上場企業が、これらの内容に反した買収防衛策を導入すると、企業名が公開されることになっているのですが、もし一社でもこれらの内容に反した買収防衛策を導入し企業名が公表された企業があれば教えてください。

→ない→Q1-4へ

→ある→それは全上場企業の何％ですか？→Q1-4へ

Q1-4.つまり、東証上場企業で導入されている防衛策（のほぼ全て）は、ここにあげられている項目が全て守られている。と見なしてもよろしいですね。

→何がかえってきても→**次の質問へ**

資料26　機関投資家の多くが買収防衛策に賛成

Q2-1.端的にお伺いいたします。買収防衛策の導入に反対しているのは、どのような投資家ですか？

→多くの・すべての投資家

→特定できない

→積極的にM&Aを行おうとしている投資家

Q2-2.資料の26番をご覧ください。

この資料は、企業の本来的な価値を見極めて投資することができるプロの投資家である、信託銀行や生命保険会社といった機関投資家。に対して、経済産業省が買収防衛策の導入の是非についてアンケートを行ったものです。彼ら機関投資家の9割は、買収防衛策の導入に賛成しています。

もう一度お聞きしますが、どのような投資家が買収防衛策に反対しているのですか。

→何言われても→**次の質問へ**

**資料17　各国制度の比較**

Q3-1

日本の大規模買い付けに対する法的規制は十分なものであるとお考えですか。端的にお答えください。

→YES（十分である）→Q3-2-1

→NO（十分ではない）→Q3-3--1

Q3-2-1

資料17をご覧ください。イギリス・ドイツでは30％以上の株式を大規模買い付けする際には、買収者は全ての株主から株式を買い取らなければいけないという全部買付義務が課されています。一方、日本では、全部買付義務が課されるのは、金融商品取引法により、2/3,66％以上からです。それでも、十分であるとお考えでしょうか。

→NO→次の質問

→YES→Q3-2-2

Q-3-2-2

では、何故イギリスやドイツといった、世界でも有数の証券取引所を有する国で、厳しい規制がなされているのですか？弱い立場にある被買収者を守るためではないのですか？

→適当に→次の質問へ

Q3-3-1

資料の17番をご覧ください。比較的法的規制の弱いアメリカでは、広くライツプランの導入が認められています。日本でも、法的規制をかけないとするのであれば、買収防衛策の導入し、強圧的な買収から株主を守ることこそが、資料集の22番にもある取締役の果たすべき善管注意義務ではないのですか？

資料14　風評被害

Q4-1

株価は、企業の本来的な価値を正しく反映することができるとお考えでしょうか？

→YES→Q4-2へ

→NO→**次の質問へ**

Q4-2

資料の14番をご覧ください。これは、酒造メーカーである宝ホールディングスの最近の株価の推移を示したものです。事故米混入事件は皆さんのご記憶にも新しいと思いますが、宝ホールディングス傘下の宝酒造は、事故米を使用していないにも関わらず一時株価が急落しました。これは、宝ホールディングスの企業価値に対し、明らかに市場から不当な評価を受けているということを示していると思います。これは、株式市場が、宝ホールディングスの本来的な価値を一時的に誤って判断した証拠だと思うのですが、それでも、株価は企業の本来的な価値を正しく反映することができるとお考えでしょうか？

→株価が下がったのは消費者のマインドが冷えたから→Q4-3へ

→NO→次の質問へ

Q4-3

なるほど。確かにそのような側面があることも事実です。しかし、株価の下落は一時的なもので、現在回復しつつあります。これは、市場が動揺し、正しい判断ができなくなった証拠であると私たちは考えています。このような状況で、不当な価格で買収が行われれば、既存の株主は誤った価格で株式を売却してしまう恐れは無いのでしょうか？